

# 意見・案等検討結果説明シート

整理番号	2
更新日時	令和3年3月17日

件名	空き家バンクの登録希望を受付けた以降の現地確認・空き家バンク登録などの運用は宅建協会(地元不動産業者)と連携して行う	現状と課題	空き家バンクシステムの運用について、すべて役場が行うと相当の労力と時間を要する。また、空き家の紹介は専門性を要する上、仲介を別途不動産業者に依頼するなど、さらに時間を要する場合がある。	主管課	企画財政課
				電話番号	0857-73-1412

提案内容(原文)	<p>(1)空き家バンクの登録以降の運用については空き家所有者及び利用者間の不安をなくし安心して取引が出来るよう、登録段階から不動産業者に仲介を依頼する方法をとる。</p> <p>(2)役場は空き家バンク運用全体にわたり業者と連携した対応を行う。</p> <p>《期待される効果》</p> <p>(1)空き家利用希望者は問合せ時点から業者からタイムリーに専門的知識と法的責任をもつての 物件の説明と現地案内を受けることが出来る。</p> <p>(2)上記、《現状と課題》②③以降の対応(不動産の図面ほか重要事項説明書等の作成など)は不動産業者が行い、役場はその情報の提供を受けることで役場事務の省力化が図られる。</p> <p>(3)提案1とあわせ、空き家問題解決に向けたセーフティネットが構築され、移住定住の促進に繋がる。</p> <p>《懸念事項への対応》</p> <p>空き家所有者から不動産業者の仲介に理解を得られない場合は、例外措置として現状の扱いと同様とする。</p>
----------	--

検討結果	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 引き続き検討する <input checked="" type="checkbox"/> その他	検討結果 空き家バンクシステムの運用については、ご提案内容のとおり運用しているところです。また、適切な空き家の利活用を促進することを目的に全県を対象として令和2年度に設立された「とっとり空き家利活用推進協議会(※)」へ参画し、専門的見地から空き家利活用における助言をいただき、より良い空き家バンクシステムとなるよう取り組んでいます。  ※空き家の利活用などを目的として、関係する4つの専門団体((公社)鳥取県宅地建物取引業協会、(一社)鳥取県建築士会、鳥取県司法書士会、鳥取県土地家屋調査士会)によって設立。	事業費	千円	
	財源内訳(千円)				一般財源

事業概要	款			
	項			
	目			
	事業名			
	事業費	千円		
財源内訳(千円)			一般財源	